

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

年金額の改定の特例措置に係る規定を適用する期間の終期を平成二十七年三月末に繰り下げるとともに、年金額の改定の特例措置に基づく年金額の水準の適正化について、平成二十五年度及び平成二十六年度における適正化の割合を一・〇パーセントに引き上げること。（附則第七条から第八条の二まで、第二十七条から第二十九条の二まで及び第五十二条から第五十四条の二まで関係）

第二 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等の一部改正関係

国家公務員共済組合法等による年金である給付について、第一の修正に準じた修正を行うこと。（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第四条から第五条の二まで、第二十五条及び第二十五条の二等関係）

第三 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正関係

児童扶養手当法による児童扶養手当等について、第一の修正に準じた修正を行うこととし、手当額の改定の特例措置に基づく手当額の水準の適正化について、平成二十五年十月から平成二十七年三月分までの

適正化の割合を〇・七パーセントに引き上げること。(第一項及び第二項関係)

#### 第四 施行期日等

一 年金額の改定の特例措置の段階的な解消等に係る施行期日を平成二十五年十月一日に繰り下げること。

(附則第一条関係)

二 その他所要の修正を行うこと。